

調理師免許申請書

1 学校教育法第57条の規定により高等学校の入学資格を有する者に該当することの有無。

有・無

昭和

2 平成 年 月 調理師法第3条第1項第 1号（養成施設卒業者） 該当
令和 2号（試験合格者）

（卒業年月又は試験合格年月を記入し、該当号数に○をつけてください）

3 調理師免許の取消し処分の有無。（有の場合、その理由及び年月日）

有・無 年 月 日^(理由)

4 麻薬、あへん、大麻又は覚せい剤の中毒者に該当することの有無。

有・無

5 罰金以上の刑に処せられたことの有無。（有の場合、その罪、刑及び刑の確定年月日）

有・無 年 月 日^(罪、刑)

6 旧姓併記の希望の有無。 有・無（有の場合、氏名欄の右欄に旧姓氏名を記入）

上記により、調理師免許を申請します。

令和 年 月 日

本籍地都道府県名(日本国籍を有しない方は国籍)

現住所 〒

(ふりがな) () (ふりがな) ()

氏名 旧姓氏名・通称名 ()

性別 男・女 ※調理師免許証に旧姓又は通称名の併記を希望する場合のみ記入

生年月日 平成・昭和 年 月 日生

電話番号 ー ー ※電話で問い合わせることがありますので、できるだけ日中繋がる番号を記載してください。

関西広域連合長 様

(添付書類)

- 免許資格を証する書類（養成施設卒業者は卒業証明書と履修証明書、試験合格者は合格証書）
- 戸籍抄（謄）本 又は本籍地の記載があり、個人番号（マイナンバー）が記載されていない住民票（発行後6か月以内のもの）

領収済証明書貼付欄

(5,600円)

※納入通知書の領収印欄に「1」と記載のある部分をお貼りください。

※収入証紙、収入印紙では申請いただけません。

調理師免許申請手続

1 必要書類（提出書類は返却されません。）

- (1) 免許申請書（指定様式有）
- (2) 手数料領収済証明書（申請書に貼り付け）
※ 手数料は納入通知書に記載の金融機関窓口で納入通知書により払い込み、金融機関の領収印の押された「領収済証明書（申請書貼付用）」を申請書に貼り付けてください。
- (3) 調理師試験合格証書または調理師養成施設卒業を証する書類
 - ・ 試験合格者：合格証書（原本）
 - ・ 養成施設卒業者：卒業証明書及び履修証明書（原本）
- (4) 戸籍抄（謄）本又は住民票（本籍地は表示、マイナンバーは省略、発行の日から6か月以内のもの。）
※コピー不可
ただし、合格証書又は卒業証明書等の氏名と現在の氏名が異なるときは必ず戸籍抄（謄）本を添付してください。（変更事項の経過が新しい戸籍で確認できない場合は、最新の戸籍抄（謄）本に加え、除籍抄本や改製原戸籍抄本が必要です。）
また旧姓併記を希望する場合は、最新のものから遡りその旧姓が確認できるまでの戸籍抄本等が必要です。

日本国籍を有しない方は、次の書類を添付してください。

- ・ 短期在留者：「旅券その他の身分を証する書類の写し」
 - ・ 中長期在留者、特別永住者：「住民票（国籍等の記載があり、個人番号（マイナンバー）が記載されていないもの）」
- （詳細は「日本の国籍を有しない方の添付書類」のとおり。ただし、合格証書の氏名と現在の氏名が異なるときは、別途必要書類を提出いただくことがあります。）

- (5) 罰金以上の刑に処せられたことの有無の欄が「有」の場合、次の書類を申請書に添付してください。
 - a 罰金以上の刑にかかる判決謄（抄）本又は略式命令書
 - b 罰金刑の場合は、当該罰金にかかる領収証書
（紛失した場合は、支払った旨の申立書。支払い年月日、支払った場所等詳細に記載すること。）
 - c 反省文

（注） 次のいずれかに該当する場合は、申請書への記載及び上記の書類の添付は要しない。

 - 1） 消滅した刑の場合
 - ・ 禁固以上の刑の執行を終わり又はその執行の免除を得たものが罰金以上の刑に処せられないで、10年を経過したとき
 - ・ 罰金以下の刑の執行を終わり又はその執行の免除を得たものが罰金以上の刑に処せられないで、5年を経過したとき
 - ・ 刑の免除の言渡しを受けた者が、その言渡しが確定した後、罰金以上の刑に処せられないで、2年を経過したとき
 - ・ 刑の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したとき
 - 2） 交通反則告知書（いわゆる「青切符」）による反則金（罰金刑でない。）の納付の場合。

2 申請書記載にあたっての注意点

- (1) 字は、黒インクのボールペン等消えないものではっきりと記入してください。
- (2) 氏名については、戸籍抄（謄）本を参照し、記入してください。
旧姓併記の希望の有無の欄が「有」の場合、旧姓・通称名欄に旧姓で氏名を記入してください。
日本国籍を有しない方で、免許証に通称名の併記を希望する方は、住民票を参照し、旧姓・通称名欄に通称名を記入してください。
- (3) 日本国籍を有しない方は、本籍地都道府県名欄に国籍を、生年月日は西暦で記入してください。

3 申請書の提出について

必要書類をそろえ、下記提出先まで簡易書留で郵送してください。

提出先	〒530-0005 大阪市北区中之島5-3-51 府立国際会議場11階 関西広域連合調理師免許担当
受付時間	平日の午前9時30分～午後5時まで（年末年始を除く。） 電話：06-4803-5669

4 必要書類に不足や不備がある場合

必要書類に不足や不備がある場合は、事務局から書類の追加提出や補正について連絡します。対応いただけない場合や連絡が取れない場合、当該申請は受理から3か月をもって無効となります。

5 免許証の交付

申請書受理後、最長4週間程度で、申請書に記載の現住所あて簡易書留で郵送します。

- ・ 郵送後に返戻があった場合は、申請者にて郵便料金（簡易書留）を負担いただく必要があります。
- ・ 返戻された日から1年以内に連絡がない場合は、免許証を廃棄しますのでご了承ください。